

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）公共施設等運営権実施契約書（令和5年1月6日）新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 令和5年1月6日変更版	旧 令和3年12月6日締結版	変更理由
1	実施契約書	18	第40条第4項	第2項の定めにかかわらず、運営権設定対象施設の突発的な故障等により緊急に改築を行う必要が生じた場合、運営権者は、県の承認を得た上で、変更改築計画書（案）の作成前に改築に着手することができる。この場合、運営権者は、改築に着手した後、遅滞なく変更改築計画書（案）を作成し、県の承認を得なければならない。		緊急性を要件として、改築の実施条件に例外規定を設定するため。